

八女市立星野中学校「学校いじめ防止基本方針」(令和2年4月改訂版)

八女市立星野中学校

1 いじめ防止等対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(いじめ防止対策推進法)

〈心理的な影響〉

冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンやスマホ・携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

〈物理的な影響〉

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかれる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめに対する考え)

生徒は、いかなる理由があろうともいじめを行ってはならない。

教職員は、星野中学校で重大事態を発生させないために常に以下のことを意識し教育活動を行う。

- ・いじめ情報を共有しないことは法の規定に違反し得ることを意識する。
- ・日頃から子どもたちに「命の尊さ」を伝える。
- ・「いじめ」は見ようとしないと見えないことを全職員で認識する。
- ・いじめを受けた生徒を最後まで守り抜く。
- ・社会総がかりでいじめ問題に取り組むことを子どもや保護者に伝える。

2 いじめ防止等対策の基本施策

視点1 いじめの防止のための取組

- (1) いじめが起こらない、許さない集団の育成に向けて
 - ア 日々の学級経営の充実
 - イ 体験活動の推進
 - ウ 自己有用感や自己存在感を感じられる学校生活づくりの推進
 - エ 生徒会活動等、生徒の自発的活動によるいじめ防止の取組の推進
- (2) 命の大切さ・相手を思いやる心の育成
 - ア 満足感・充実感のある授業づくり
 - イ 道徳科・特別活動の時間の充実
 - ・いじめを自分のこととしてとらえる心
 - ・いじめに正面から向き合える心
- (3) インターネット（SNS）・スマホ・携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策
 - ア 生徒に対して
 - 日常での情報提供及び指導、専門的知識や技能を有する講師を招聘した講演会等を実施する。
 - イ 保護者に対して
 - 啓発のためのアンケートや保護者会等で情報提供を行い、講師を招聘した講演会等を実施する。

視点2 早期発見・いじめ事案への対処のあり方

(1) 早期発見

いじめの早期発見のため、在籍する生徒全員に対して定期的な調査を次の通り実施する。

- ・いじめ問題に特化したアンケートの実施（無記名）・・・年3回（6月 11月 2月）
- ・教育相談を通じた聞き取り調査・・・年3回（6月 11月 2月）
- ・生活、いじめに関するアンケート（記名）・・・月1回（月末）

保護者に対しても、年2回（6月 12月）に調査を実施する。

日常的な生徒の状況（欠席・遅刻・早退等）の把握といじめ防止対策委員会での情報交換

(2) いじめ事案への対処 ※危機管理マニュアル7ページ参照

被害者生徒を全職員で守るという共通理解のもと、いじめ事案への対処を明確に定める。

- ・いじめ発生時の対応手順の確認
- ・重大事態への対処（指導方針の確認、関係生徒への事実確認等）
- ・加害者生徒、関係生徒への指導
- ・被害者生徒の精神的、身体的なケア
- ・保護者への対応
- ・マスコミへの対応（必要に応じて）

視点3 教育相談体制、生徒指導体制の構築

(1) いじめ相談体制

生徒や保護者がいじめに係る相談ができる相談体制の整備

- ・教育相談、三者面談の設定
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置
- ・相談ポストの活用
- ・家庭訪問の実施

(2) いじめ防止等の対策に従事する人材の確保

いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関わる職員の資質向上を図る。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の設置

事案に対していじめに該当するか否かを組織的に判断し、対処する機関として設置

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導担当、スクールカウンセラー

※必要に応じてスクールサポーター、スクールソーシャルワーカー等

〈活 動〉

- (1) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- (2) いじめの防止に関すること
- (3) いじめ事案に対する対応に関すること
- (4) いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること
- (5) いじめ解消の有無の判断

〈開 催〉

週1回を定例会とし、いじめ事案が発生したときは緊急開催とする。

視点4 保護者、地域への情報発信と連携体制

保護者に対して、以下の広報啓発活動を行う。

- ・保護者アンケートを行う。
- ・保護者会等での情報提供をしたり、講師を招聘しての講演会を実施したりする。
- ・星野中学校のHPにいじめ防止基本方針を掲載し、保護者に理解と協力を求める。
- ・定例のPTA役員会において、いじめに関する報告を行い、協力を求める。

視点5 校内研修の充実

いじめに関する校内研修を実施し、全職員でいじめ防止、早期発見、発生時の措置、重大事態への対処についての共通理解を図る。

視点6 関係機関との密接な連携

- ・教育委員会への報告・連絡・相談 ※必要に応じて指示をあおぐ。
- ・警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関との連携できる体制を構築する。

3 いじめ発生時の措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒が、安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携をとりながら、別室等において、一定期間、学習を行わせる措置を講ずる。
- (3) いじめを受けた生徒に対し、スクールカウンセラーや関係機関と連携を図り、精神的・身体的ケアを行う。
- (4) いじめが発生した集団へのはたらきかけを行う。
- (5) いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないよう、関係保護者と当該事案に係る情報の共有化を図る必要な措置を取る。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

4 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合、生徒または保護者から重大事態に陥ったとの申し立てがあった場合は、次の対処をとる。

- (1) 重大事態が発生した旨を、速やかに八女市教育委員会に報告し、八女警察署に相談する。
- (2) 八女市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 組織を中心に、八女市教育委員会の指示に従いながら、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他、必要な情報を適切に提供するとともに、いじめをした生徒の保護者に対しても必要な情報を適切に提供し、連携して対処する。

5 評価

PDC Aサイクルの考え方に従い、次の要領で評価を行いながら、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証しながら、いじめ撲滅をめざす取組を強化する。

- (1) 年に2回（6月、12月）、年間計画に沿った取組の「取組評価アンケート」を実施する。
- (2) 分析結果をもとに、組織での取組の在り方、個々の教職員の取組の在り方について共通理解し、協働して対処できるようにする。
- (3) 学校評価にいじめに関する項目を明記し、学校として事案に対する評価を行う。
- (4) 学校運営協議会にて、いじめに関する自己評価を提示し、点検及び評価を受ける。